

# 研究活動における不正防止に関する規程

制定日:2025年11月1日  
最終改定日:2025年11月1日  
DoerResearch株式会社  
制定者:代表取締役 菊地亮太

## 第1条(目的)

本規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)その他関係する法令、指針、配分機関又は委託元の定めに基づき、DoerResearch株式会社(以下「当社」という。)における研究活動上の不正行為を防止し、不正行為又はその疑いが生じた場合に適切に対応するために必要な基本事項を定める。

## 第2条(基本方針)

当社は、研究活動の公正性及び信頼性を確保するため、研究倫理教育、研究データの保存・開示、相談・告発への対応及び必要な調査を、当社の組織規模、研究内容、契約条件及び不正リスクを踏まえ、実効性のある範囲で行う。

- 当社は中小企業であり、研究公正に関する体制は、形式的又は過度な事務負担を目的として整備するものではなく、研究活動の適正性を説明できることを重視して運用する。
- 配分機関、委託元、共同研究契約その他外部の定めにより、本規程より具体的又は厳格な取扱いが求められる場合は、当該定めに従う。

## 第3条(適用範囲)

本規程は、当社が実施し、又は当社が関与する研究活動に適用する。

- 本規程は、当社の役員、従業員、研究開発担当者、研究支援者、業務委託先、外部協力者その他当社の研究活動に関与する者(以下「研究者等」という。)に適用する。
- 文部科学省又は文部科学省所管法人その他公的機関の予算の配分又は措置により行われる研究活動については、本規程を適用する。その他の研究活動についても、必要に応じて本規程の趣旨を準用する。

## 第4条(定義)

本規程において「研究活動上の不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、研究活動又は研究成果に関する次の行為をいう。

1. 捏造:存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
2. 改ざん:研究資料、研究過程又は研究記録を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
3. 盗用:他の研究者又は第三者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文、用語等を、当該者の了解又は適切な表示なく流用すること。
4. 前項のほか、二重投稿、不適切なオーサーシップ、査読不正、研究データの不適切な破棄又は隠匿、その他研究倫理からの逸脱の程度が著しい行為についても、研究活動上の不適切な行為として取り扱うことができる。
5. 本規程において「研究データ」とは、研究活動に伴い発生又は使用する文書、数値データ、画像、設計資料、解析結果、ソースコード、実験・検証記録、議事録その他の情報のうち、研究成果の根拠又は研究活動の適正性を説明するために必要なものをいう。

## 第5条(責任体制)

当社における研究公正に関する責任者は代表取締役とし、研究倫理教育、研究データの保存・開示、相談・告発の受付後の対応及び調査対応を統括する。

2. チェックリスト、配分機関又は委託元の様式等において、研究倫理教育責任者、研究データ保存・開示担当者、研究不正対応責任者その他これらに類する責任者の記載が求められる場合は、代表取締役がこれらを兼ねるものとして取り扱う。ただし、必要に応じて、社内担当者又は外部専門家に事務補助、確認又は助言を依頼することができる。
3. 研究倫理教育の企画・改善については、当社の組織規模を踏まえ、常設委員会を置くことを前提とせず、代表取締役が必要に応じて社内関係者又は外部専門家の意見を聴取して行う。

## 第6条(研究倫理教育)

当社は、当社の研究活動に関与する研究者等に対し、研究倫理教育の受講又は研究倫理に関する説明を求める。

2. 当社を本務とする研究者及び研究支援者は、原則として、研究活動への参加時又は参加後速やかに研究倫理教育を受講し、その後は3年に1回以上を目安として受講するものとする。
3. 当社を本務としない研究者等については、当社が指定する研究倫理教育の受講のほか、本務機関等における研究倫理教育の受講状況を確認し、当社における受講と同等に取り扱うことができる。

4. 研究倫理教育は、eAPRIN、eL CoRE、JSPS教材、JST教材、当社指定教材、説明会、教材通読その他当社が適切と認める方法により実施する。
5. 代表取締役又はその指定する者は、受講日、教材名、対象者、受講状況、修了証その他必要な事項を、後日確認できる方法で保存する。

## 第7条(研究データの保存及び開示)

研究者等は、研究成果の根拠となる研究データを、後日確認可能な状態で保存するものとする。

2. 研究データの保存期間は、配分機関、委託元、共同研究契約その他外部の定めがある場合はこれに従う。特段の定めがない場合、外部に発表した研究成果又は公的研究費等に基づく研究成果の根拠となる主要な研究データについては、原則として当該成果の発表又は研究課題終了後10年間を目安として保存する。ただし、データの性質、容量、保管コスト、契約上の制約、秘密情報又は個人情報の有無その他やむを得ない事情がある場合は、合理的な範囲で保存方法又は保存期間を調整することができる。
3. 文書、設計資料、実験・検証データ、議事録等は、原則としてGoogle Drive等のクラウドストレージで管理し、研究課題、案件又は資料種別に応じて整理する。アクセス権限は、業務上必要な者に限定する。
4. ソースコード、解析スクリプト、設定ファイル等は、必要に応じてGitHub等のリポジトリで管理し、アクセス権限及び変更履歴を確認できる状態で保存する。
5. 研究者等は、研究不正の疑義への対応、配分機関又は委託元からの確認、共同研究契約上の確認その他正当な理由がある場合、必要な範囲で研究データを開示しなければならない。
6. 代表取締役又はその指定する者は、必要に応じて、研究データの保存場所、保存状況、アクセス権限及び共有範囲を確認する。

## 第8条(相談・告発窓口)

当社は、研究活動上の不正行為に関する相談又は告発を受け付ける窓口を設置する。

2. 窓口の名称は「研究活動における不正行為相談・告発窓口」とし、当社ウェブサイトのお問い合わせフォーム(<https://doer-research.com/contact/>)その他当社が指定する方法により受け付ける。
3. 当社は、前項の窓口の名称、連絡先、受付方法その他必要な事項を、当社ウェブサイトその他適切な方法により社内外に周知する。

4. 相談又は告発を受け付けた者は、速やかに代表取締役役に報告する。ただし、代表取締役が当該事案と直接の利害関係を有する場合は、利害関係のない社内関係者又は外部専門家に報告する。

## 第9条(告発の受付)

告発は、原則として、次の事項が示されている場合に受け付ける。

1. 不正行為を行ったとされる者又は対象となる研究活動
2. 不正行為の態様
3. 不正と判断する合理的な理由
4. 可能な場合は、根拠となる資料又は情報
5. 告発は、原則として顕名によるものとする。ただし、匿名の告発であっても、内容に合理性及び調査可能性が認められる場合は、顕名の告発に準じて取り扱うことができる。
6. 告発の意思を明示しない相談についても、内容に応じて、告発に準じて取り扱うことができる。
7. 学会、報道、インターネット上の指摘、他機関からの回付又は通知その他の情報により不正行為の疑いを把握した場合も、必要に応じて告発に準じて取り扱うことができる。

## 第10条(秘密保持及び不利益取扱いの禁止)

当社は、相談、告発、予備調査、本調査、不服申立て、再調査その他本規程に基づく手続に関して知り得た情報について、調査関係者以外に不必要に漏えいしないよう配慮する。

2. 当社は、相談又は告発を行ったことを理由として、相談者又は告発者に対し、不利益な取扱いを行わない。
3. 当社は、告発を受けたことのみを理由として、被告発者又は調査対象者に対し、不利益な取扱いを行わない。ただし、資料保全、証拠隠滅防止、研究費の適正管理その他必要がある場合は、合理的な範囲で研究活動、データアクセス、研究費の使用等を一時的に制限することができる。

## 第11条(予備調査)

代表取締役は、告発を受け付けた場合、本調査の要否を判断するため、必要に応じて予備調査を行う。

2. 予備調査では、告発内容の合理性、調査対象の特定可能性、関係資料又は研究データの保存状況、調査可能性その他本調査の要否判断に必要な事項を確認する。
3. 代表取締役は、告発を受け付けた日から原則として30日以内に、本調査を行うか否かを決定する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、合理的な範囲で期間を延長することができる。
4. 代表取締役は、必要があると認める場合、研究者等に対し、関係資料、研究データその他証拠となる資料等の保全を求めることができる。

## 第12条(本調査の実施決定及び報告)

代表取締役は、本調査を行うことを決定した場合、その事案に係る配分機関及び文部科学省に対し、本調査を行う旨を報告する。

2. 本調査を行わないことを決定した場合は、その理由を記録し、必要に応じて告発者、配分機関又は文部科学省に通知又は報告する。
3. 代表取締役は、本調査を行うことを決定した日から原則として30日以内に本調査を開始する。ただし、調査委員の選任、外部有識者の確保、資料保全その他やむを得ない事情がある場合は、合理的な範囲で開始時期を調整することができる。

## 第13条(調査委員会)

代表取締役は、本調査を行う場合、調査委員会を設置する。

2. 調査委員会は、当社に属さない外部有識者を半数以上含むものとし、全ての調査委員は、告発者及び被告発者又は調査対象者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
3. 当社は、調査委員会を設置した場合、告発者及び被告発者又は調査対象者に対し、調査委員の氏名又は所属その他必要な情報を通知する。
4. 告発者及び被告発者又は調査対象者は、前項の通知を受けた日から原則として7日以内に、調査委員について異議を申し立てることができる。
5. 代表取締役は、異議申立ての内容を確認し、必要があると認める場合は、調査委員の交代その他適切な措置を講じる。

## 第14条(本調査の方法及び認定)

調査委員会は、研究データ、研究資料、実験・検証記録、ソースコード、論文、報告書、発表資料、メールその他関係資料の確認、関係者への聴取、外部専門家による確認その他必要な方法により本調査を行う。

2. 調査委員会は、被告発者又は調査対象者に弁明及び証拠提出の機会を与える。
3. 調査委員会は、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者又は調査対象者の説明又は自認、研究データ、研究記録その他諸証拠を総合的に判断し、不正行為の有無を認定する。
4. 被告発者又は調査対象者の自認のみを唯一の証拠として、不正行為と認定してはならない。
5. 本来存在すべき研究データ又は研究記録その他基本的な要素が不足していることにより、不正行為の疑いを覆すに足る証拠を示すことができない場合、調査委員会は、その事情を総合的に考慮して不正行為の認定を行うことができる。
6. 調査委員会は、本調査の開始後、原則として150日以内に調査結果を取りまとめ、代表取締役へ報告する。ただし、事案が複雑である場合、外部専門家による確認が必要な場合その他やむを得ない事情がある場合は、合理的な範囲で期間を延長することができる。

## 第15条(本調査結果の通知及び報告)

代表取締役は、調査委員会から調査結果の報告を受けた場合、速やかに告発者及び被告発者又は調査対象者に通知するとともに、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。

## 第16条(不服申立て)

不正行為を行ったと認定された被告発者又は調査対象者は、調査結果の通知を受けた日から原則として10日以内に、当社に対して不服申立てをすることができる。

2. 不服申立てがあった場合、当社は、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。

## 第17条(再調査)

不服申立ての審査及び再調査は、原則として本調査を行った調査委員会が行う。ただし、事案の内容に応じて、代表取締役は調査委員の交代又は追加を行うことができる。

2. 調査委員会は、不服申立ての内容を確認し、不服申立てを却下するか、又は再調査を行うかを判断する。
3. 当社は、不服申立てを却下した場合又は再調査の開始を決定した場合、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。

4. 再調査を行う場合、調査委員会は、再調査の開始後、原則として50日以内に再調査結果を取りまとめ、代表取締役役に報告する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、合理的な範囲で期間を延長することができる。
5. 当社は、再調査の結果を、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。

## 第18条(調査結果の公表)

当社は、不正行為が行われたと認定した場合、原則として調査結果を公表する。

2. 公表する調査結果の内容は、特段の事情がない限り、不正行為に関与した者の氏名又は所属、不正行為の内容、当社が講じた措置、調査の方法及び手順その他必要な事項とする。
3. 個人情報、営業秘密、顧客情報、共同研究先の秘密情報、知的財産、関係者の権利利益その他正当な理由がある場合は、公表内容、公表時期又は公表方法を必要な範囲で調整することができる。
4. 不正行為が行われなかったと認定した場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合、関係者の名誉回復が必要な場合、配分機関又は文部科学省から求められた場合その他必要がある場合は、合理的な範囲で公表することができる。

## 第19条(措置及び再発防止)

代表取締役は、不正行為又は不適切な行為が認定された場合、事案の内容、関与の程度、故意又は過失の有無、影響及び再発防止の必要性を踏まえ、研究成果の訂正又は撤回、関係者への指導、研究倫理教育の追加実施、研究データ管理方法の見直し、契約又は社内規程に基づく措置その他必要な措置を講じることができる。

## 第20条(調査への協力)

研究者等は、本規程に基づく調査、資料保全、研究データの確認、配分機関又は文部科学省への報告その他必要な対応に協力しなければならない。

## 第21条(記録の保存)

当社は、研究倫理教育、研究データの保存・開示、相談・告発、予備調査、本調査、不服申立て、再調査、報告、公表、是正措置その他本規程に基づく対応に関する記録を、後日確認できる方法で保存する。

## 第22条(改定)

本規程は、法令、ガイドライン、配分機関又は委託元の定め、社内体制、研究活動の状況その他必要な事情を踏まえ、必要に応じて改定する。

## 附則

本規程は、2025年11月1日から施行する。